

見積もり合わせに関する募集

1. 調達内容

(1) 調達案件名

雇用保険業務関係冊子（事業主の手引き）の作成・印刷

(2) 調達件名の特質及び数量等

別添「仕様書」による。

(3) 納入期限

令和7年11月20日（木）厳守

(4) 履行場所及び納入場所

別添「仕様書」による。

2. オープンカウンターに参加するものに必要な資格に関する事項

- (1) 令和07・08・09年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において、「物品の製造」で「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされており、関東甲信越地域で有効な者であること。
- (2) 予算決算及び会計令70条及び71条の規定に該当しないものであること。
- (3) 厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中でない者であること。
- (4) 商法その他の法令の規定に反した営業を行っていない者であること。
- (5) 社会保険等（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）、船員保険、国民年金、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。）に加入し、直近2年間、該当する保険料の滞納がない者であること。
- (6) 労働関係法令を遵守している者であり、過去1年以内に当該業務に関し、厚生労働省所管法令違反により行政処分を受けていない者であること。
- (7) 仕様書の履行期間内に確実に履行できるものであること。

3. 見積書の作成

- (1) 見積者は、次の事項を記入した見積書を作成の上、提出すること。

- ①宛名（「支出負担行為担当官 群馬労働局総務部長」とすること）
- ②見積内容（品名、数量、単価、金額）
- ③作成日
- ④氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者名）
- ⑤住所

- (2) 見積書を作成するにあたって、仕様内容で不明な点が生じた場合の問い合わせは、令和7年9月10日（水）12時00分までとする。その回答は、同月12日（金）

12時00分までに行い、必要に応じてすべての参加事業者にも通知する。

- (3) 見積書の様式は任意とする。
- (3) 見積書の金額は、見積もった金額の110分の100に相当する金額（税抜き価格）、消費税及び地方消費税額（消費税額）及び税抜き価格に消費税額を加算した合計金額（税込み価格）を記載すること（円未満の端数切捨て）。ただし、免税業者においては、見積書にその旨を明記すること。
- (4) 履行に必要なすべての費用を考慮し、見積をすること。
- (5) 一度提出した見積書の引換え、変更または取消しは認めない。
- (6) 見積書の作成に際し、印刷物のデータや昨年の見本が必要な場合は、下記4（1）担当者宛てにメールまたは電話で依頼をすること。

4. 見積書等関係書類の提出方法及び提出期限等

(1) 提出場所

〒371-8567

群馬県前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎9階

群馬労働局 総務部総務課会計第一係（担当：関口）

TEL：027-896-4732 Mail：sekiguchi-shou@mhlw.go.jp

(2) 提出期限

令和7年9月22日（月）12時00分まで。

(3) 提出方法

持参、電子メールまたは郵送とする。郵送の場合、提出期限必着とする。また、電子メールで提出した者が契約の相手方となった場合は、後日見積書の原本を提出すること。電信、電話等による提出は認めない。

(4) 提出書類

- ① 見積書
- ② 資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ③ 誓約書（別紙1）

5. 見積もり合わせの結果通知

令和7年9月25日（木）12時00分までに、契約の相手方を含む参加業者全てに通知する。

6. 見積書の無効

次のいずれかに該当する見積書は無効とする。

- ① 提出期限までに到着しないもの。
- ② 参加資格を有しない者が行ったもの。

- ③記名を欠くもの。
- ④金額を訂正したもの。
- ⑤誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの。
- ⑥仕様書の条件に違反したもの。
- ⑦見積に際して不正な行為があったと認められるもの。
- ⑧同一人を見積で金額の異なる2通以上による見積書。

7. 契約書作成の要否：要

内容は契約書（案）のとおり

8. 契約相手方の決定について

有効な見積りを行った者のうち、予算決算及び会計令第79条の規定等に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをしたものを契約の相手方として決定するものとする。

9. 支払条件

業務の履行が行われた後、適法な支払い請求書を受理した日から30日以内に契約金額を支払う。